

目次

○ 市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）（抄）	1
○ 市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第十一号）（抄）	1
○ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十二年法律第十六号）（抄）	1
○ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令（昭和三十二年政令第二百二号）（抄）	2
○ 地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和元年政令第五百五十六号）（抄）	2
○ 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和二年政令第六十一号）（抄）	3

○ 市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）（抄）

附 則

（失効）

第二条 この法律は、平成三十二年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた市町村の合併については、同日後もなおその効力を有する。

2 （略）

○ 市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第十一号）（抄）

市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和十二年三月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

○ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）（抄）

（教職員定数の算定に関する特例）

第十五条 第七条から第九条まで及び第十一条から前条までの規定により教頭及び教諭等、養護教諭等、栄養教諭等、寄宿舎指導員並びに事務職員の数算定する場合において、次に掲げる事情があるときは、これらの規定により算定した数に、それぞれ政令で定める数を加えるものとする。この場合において、当該政令で定める数については、公立の義務教育諸学校の校長及び当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会の意向を踏まえ、当該事情に対応するため必要かつ十分なものとなるよう努めなければならない。

一 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程の存する地域の社会的条件についての政令で定める教育上特別の配慮を必要とする事情

二 六 （略）

○ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二号）（抄）

（教職員定数の算定に関する特例）

第七条 法第十五条第一号の政令で定める教育上特別の配慮を必要とする事情は、次の各号のいずれかに該当することとし、同条の規定により教職員の数を加える場合においては、法第七条第一項の規定により統合前の各学校について算定した教職員の数の合計数と同項の規定により統合後の学校について算定した教職員の数の合計数との差を考慮して文部科学大臣が定める数を同条の規定により算定した数に加えるものとする。

一 （略）

二 平成十七年四月一日以降に行われた地方自治法第七条第一項又は第三項の規定による申請に係る市町村の合併（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する市町村の合併をいう。）が平成三十二年三月三十一日までに行われ、かつ、市町村の合併の特例に関する法律第六条第一項の規定に基づき作成された合併市町村基本計画に基づく統合のため教育上特別の配慮を必要とする認められる小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程であつてその統合の日から五年を経過しないものが存すること。

256 （略）

○ 地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和元年政令第百五十六号）（抄）

（市町村の合併の特例に関する法律附則第二条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正）

第五条 市町村の合併の特例に関する法律附則第二条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）の一部を次のように改正する。

（後略）

附則

（市町村の合併の特例に関する法律附則第二条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 市町村の合併の特例に関する法律第二条第二項に規定する合併市町村の監査委員（第三項において「合併市町村の監査委員」という。）は

、前条ただし書に規定する規定の施行の日以後に市町村の合併の特例に関する法律施行令第四十四条の規定により読み替えられた同法第四十七条において準用する地方自治法等の一部を改正する法律（以下この項において「改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方自治法第二百四十二条第一項の規定による請求があったときは、この政令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）前においても、第五条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律附則第二条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた市町村の合併の特例に関する法律施行令（以下この条において「新なお効力を有する合併特例法施行令」という。）第四十四条の規定により読み替えられた準用新地方自治法（改正法第五条の規定による改正後のなお効力を有する合併特例法（市町村の合併の特例に関する法律附則第二条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた同法をいう。次項及び第三項において同じ。）（第三項において「新なお効力を有する合併特例法」という。）第四十七条において準用する改正法第一条の規定による改正後の地方自治法をいう。以下この条において同じ。）第二百四十二条第三項の規定の例により、当該請求の要旨を市町村の合併の特例に関する法律第二十六条第一項に規定する合併特例区（第三項において「合併特例区」という。）の長に通知しなければならない。この場合において、当該通知は、施行日において新なお効力を有する合併特例法施行令第四十四条の規定により読み替えられた準用新地方自治法第二百四十二条第三項の規定により読み替えられた準用新地方自治法第二百四十二条第三項の規定により読み替えられた準用新地方自治法第二百四十二条第十項の規定は、施行日以後に

2 新なお効力を有する合併特例法施行令第四十四条の規定により読み替えられた準用新地方自治法第二百四十二条第十項の規定は、施行日以後に同条第三項の規定によりその要旨が通知された同条第一項の規定に係る行為又は怠る事実に関する損害賠償又は不当利得返還の請求権その他の権利の放棄に関するなお効力を有する合併特例法第三十六条第一項に規定する合併特例区協議会（次項において「合併特例区協議会」という。）の同意及びなお効力を有する合併特例法第二条第二項に規定する合併市町村の議会の議決を経てする当該合併市町村の長の承認について適用する。

3 合併特例区の長は、新なお効力を有する合併特例法第四十七条及び新なお効力を有する合併特例法施行令第四十四条の規定により読み替えられた準用新地方自治法第二百四十三条の二第一項の合併特例区規則の制定について、合併特例区協議会の同意を得た上で、なお効力を有する合併特例法第二条第二項に規定する合併市町村の議会の議決を経てする当該合併市町村の長の承認を受けようとするときは、施行日前においても、合併市町村の監査委員の意見を聴くことができる。

○ 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和二年政令第六十一号）（抄）

（市町村の合併の特例に関する法律附則第二条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正）

第八条 市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）附則第二条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）の一部を次のように改正する。

る。第五十条第一項の表第七十三條第一項の項及び第七十三條第一項第一号の項中「第二百三條の二第一項」の下に「若しくは第四項」を加える。